

名古屋市における自立支援連絡協議会等開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相談支援事業をはじめとする地域における障害者または障害児(以下「障害者等」という。)への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として開催する自立支援連絡協議会及びこれに関連する会議について、必要な事項を定めるものとする。

(自立支援連絡協議会の開催)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題(以下「地域課題」という。)について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする会議(以下「自立支援連絡協議会」という。)を、市の行政区を単位として開催する。

(自立支援連絡協議会の名称)

第3条 各行政区の自立支援連絡協議会の名称は、「自立支援連絡協議会」に各行政区の名称等を冠したのものとする。

(自立支援連絡協議会の構成員)

第4条 自立支援連絡協議会は、次の各号に掲げる者及び関係機関をもって構成する。

- (1) 区内の関係機関、関係団体
- (2) 障害者等及びその家族
- (3) 障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (4) 障害者基幹相談支援センター
- (5) 区民福祉部福祉課・区支所区民福祉課・保健所保健予防課
- (6) その他の関係者

(自立支援連絡協議会の活動内容)

第5条 自立支援連絡協議会の活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域課題の共有、協議
- (2) 地域における関係機関等の連携強化
- (3) 地域における相談支援事業者の質の向上を図るための取組
- (4) 困難事例への支援のあり方に関する協議、調整
- (5) 専門部会等の設置、運営
- (6) その他必要と認められる事項

(自立支援連絡協議会の事務局)

第6条 自立支援連絡協議会の事務局は、障害者基幹相談支援センターをはじめ、区民福祉部福祉課・区支所区民福祉課・保健所保健予防課等で構成し、その庶務は障害者基幹相談支援センターにおいて処理する。

(地域課題を協議する仕組み)

第7条 自立支援連絡協議会の活動において明らかになった市域レベルで取り組むべき地域課題を集約し、解決に向けて協議する場として、4区ごと4つに分けたブロックを単位として開催する会議（以下「ブロック連絡会」という。）並びにブロック連絡会の代表及び市役所関係部署からなる会議（以下「市自立支援連絡会」という。）を開催する。各ブロックの構成区は、別表に掲げるとおりとする。

(ブロック連絡会の目的及び名称)

第8条 ブロック連絡会は、自立支援連絡協議会で協議された課題を共有し、意見交換することを目的として開催する。名称は、「連絡会」に各ブロック名等を冠したものとする。

(ブロック連絡会の構成員)

第9条 ブロック連絡会は、ブロック構成区の各障害者基幹相談支援センターにより構成する。

2 ブロック連絡会は、活動内容に応じて必要があると認めるときは、関係機関等を招集することができる。

(ブロック連絡会の活動内容)

第10条 ブロック連絡会の活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自立支援連絡協議会の活動内容の共有
- (2) 自立支援連絡協議会の活動では解決に至らなかった地域課題の集約、協議
- (3) その他必要と認められる事項

(市自立支援連絡会の目的)

第11条 市自立支援連絡会は、市全域の障害者等への支援体制に関する課題を集約し、解決に向けた取り組みに関する協議を行うことを目的として開催する。

(市自立支援連絡会の座長)

第12条 市自立支援連絡会に、座長を置き、構成員の互選によって定める。

- 2 座長は、市自立支援連絡会の議事を進行する。
- 3 座長の任期は1年とする。ただし、再任はさまたげない。

(市自立支援連絡会の構成員)

第13条 市自立支援連絡会は、ブロック連絡会の代表者、市役所関係部署の職員で構成する。

2 座長は、活動内容に応じて必要があると認めるときは、関係機関等を招集することができる。

(市自立支援連絡会の活動内容)

第14条 市自立支援連絡会の活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自立支援連絡協議会及びブロック連絡会の活動を通じて明らかになった、市域レベルで取り組むべき課題の集約、協議
- (2) 専門部会等の開催
- (3) その他必要と認められる事項

(市自立支援連絡会の庶務)

第15条 市自立支援連絡会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害者支援課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

東ブロック	千種区・中区・昭和区・名東区
西ブロック	中村区・熱田区・中川区・港区
南ブロック	瑞穂区・南区・緑区・天白区
北ブロック	東区・北区・西区・守山区